

## 証明発行手数料等のキャッシュレス決済が 利用できる施設等を拡大します

非接触による感染症予防や窓口の利便性の向上等を目的として、まちづくり局都市計画課、建築管理課、建築審査課において発行する、証明等の手数料及び等々力陸上競技場における個人使用料について、キャッシュレス決済を開始します。

### 1 利用開始日及び対象施設等

#### (1) 利用開始日

・令和4年5月16日（月）

※等々力陸上競技場・補助競技場については、月曜日が定休日のため、令和4年5月17日（火）から開始します。

#### (2) 対象施設・窓口等

- ・まちづくり局計画部都市計画課、指導部建築管理課、建築審査課
- ・等々力陸上競技場・補助競技場

### 2 利用できる決済手段（ブランド）

○クレジットカード…Visa、Mastercard、JCB、Diners Club、AMERICAN EXPRESS

○電子マネー…Suica、PASMO、WAON、nanaco、楽天Edy、iD、Kitaca、TOICA、manaca、

ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん

<ご利用可能なクレジット・電子マネー>



### 3 対象となる手数料等

対象施設・窓口	手数料・使用料等		
まちづくり局 都市計画課	経年異動地形図販売	空中写真販売	農地等該当証明
	都市計画用途証明	都市計画道路証明	
まちづくり局 建築管理課	住宅用家屋証明	建築計画概要書の写し	建築確認等台帳記載事項証明
	開発登録簿の写し	その他証明（宅地造成に関する証明、旧事業法に関する証明）	
まちづくり局 建築審査課	道路の位置の指定等の証明 ※建築基準法第42条第1項第5号による道路（位置指定道路）		
等々力陸上競技場・ 補助競技場	陸上競技場・補助競技場の陸上トラックの個人利用 ※補助競技場の利用受付も陸上競技場の窓口で行います。		

### 4 キャッシュレス決済に関する注意事項

- 窓口でのチャージ（カードへの入金等）はできません。
- 現金併用やポイントでのお支払いはできません。
- 当日利用伝票（売上票）は発行されますが、領収書の発行は行えません。御希望の場合は、後日、領収書の発行が可能です。現金の場合は、当日、領収書が発行されます。

#### 【問合せ先】

《キャッシュレス決済に関すること》

川崎市総務企画局デジタル化推進室 伊藤  
電話 044-200-3567

《各種証明等に関すること》

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 佐々木  
電話 044-200-2710

川崎市まちづくり局指導部建築管理課 須山  
電話 044-200-2754

川崎市まちづくり局指導部建築審査課 工藤  
電話 044-200-3014

《等々力陸上競技場に関すること》

川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課 押川  
電話 044-200-2393